平成29年第10回農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成29年9月29日(金) 午後3時00分~
- 2. 開催場所 宇土市役所 防災棟会議室
- 3. 出席委員(11人)

 農業委員
 中山
 一
 谷山
 次則
 佃
 正人
 田代
 洋一

 齊藤
 英次
 境
 良一
 本田
 孝徳
 山本
 賢一

 太田
 桂子
 佐美三
 守
 堀
 城

- 4. 欠席委員(1人) 金田起代子
- 5. 議事録署名者指名 田代 洋一議長 議事録署名委員 境 良一 本田 孝徳

7. 議事

- (1) 議案 第35号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- (2) 議案 第36号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- (3) 議案 第37号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- (4) 議案 第38号 農用地利用集積計画の同意について
- (5)報告8号 農地法第18条6項の規定による農地の合意解約について
- (6) その他

唯局長 こんにちは。

お忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 本日は平成29年第10回の通常総会であります。今回は、総会終 了後に田代会長さんに講師をお願いしまして、勉強会を予定してお ります。最後までよろしくお願い会います。

それではただいまから、総会を始めさせていただきます。 本日の農業委員さんのご出席数は12名中、11名。過半数に達して おりますので、本日の総会が成立したことをご報告します。 開会にあたりまして、田代会長からご挨拶をお願いします。

田代会長 こんにちは。

皆様方には、第10回の通常総会にご出席いただきましてありがとう ございます。さて、台風が心配されましたけど、外れて本当に助かり ました。いよいよ稲の刈取り時期となりました。作況も良いようであ ります。カントリーも10月6日から受け入れることに決定いたしま した。今年は米価も少し上がるんじゃないかという情報もありますの で、楽しみにしております。今日は委員会審議終了後に、私が前回話 をしました農業基盤整備事業の関係について、農地集積・集約につい て少し詳しく話をしたいと思っております。よろしくお願いします。

唯局長 ありがとうございました。

次に議長選出になりますが、宇土市農業委員会会議規則第5条により、 田代会長に議長をお願いします。

田代議長 それでは平成29年第10回農業委員会総会を開会します。しばらく の間,議長を務めさせていただきます。まず,議事録署名委員の指名 でありますが,議長において指名するということでよろしいでしょう か。

全委員 異議なし。

田代議長 それでは、境委員さんと本田委員さんにお願いします。

それでは只今より議案審議を行います。

まず、申請書の確認委員さんより申請内容について説明をお願いし、 後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということ になっております。確認委員さんには説明をよろしくお願いします。

それでは、今月の議案審議をお願いします。

議案第35号,農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申 請に対する審議についてを議題とします。

申請番号1番について、確認委員は私になっておりますので、説明をします。

田代議長 1番を説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記、3筆が田、1筆が畑、現況全て田、登記面積は4筆合計で6503㎡、耕作面積16827㎡、申請面積6503㎡、貸借形態は所有権有償となっております。譲受理由規模拡大、譲渡理由経営縮小。家族3名。権利の種類は売買となっております。よろしくお願いします。

田代議長事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号1番について補足説明します。申請地までの通作距離は10kmであり、農業年数15年、農機具も所有し、主たる作物は米になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。 申請番号2番について、確認委員さんは山本委員さんですので、説明 をお願いします。

山本委員 はい。2番について説明します。譲受人・譲渡人及び土地の所在地は 議案書記載の通りです。登記田、現況田、登記面積は234㎡です。 耕作面積12501.8㎡、申請面積が234㎡、貸借形態は使用賃 借権で、譲渡理由は委譲年金、家族1名、賃貸期間は平成29年10 月1日から平成40年12月30日まで11年3か月となっており ます。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号2番について補足説明します。申請地までの通作距離は25kmであり、農業年数30年、農機具も所有し、主たる作物は米・野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん 方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。

続きまして、申請番号3番について、確認委員さんは堀委員さんです ので説明をお願いします。

堀委員 3番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記畑,現況畑,登記面積は238㎡,耕作面積15414㎡,申請面積238㎡,貸借形態所有権有償です。譲受理由相互交換,譲渡理由は自作地交換,家族2名,権利の種類は交換です。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明します。申請地までの通作距離は3km で、農業年数40年、農機具も所有し、主たる作物は米・メロン・野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について、委員さん 方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。 申請番号4番について、確認委員さんは堀委員さんですので説明をお 願いします。

堀委員 4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案 書記載の通りです。登記畑,現況畑,登記面積298㎡,耕作面積3 651㎡,申請面積298㎡,貸借形態は所有権有償です。譲受理由, 相互交換,譲渡理由自作地交換,家族2名,権利の種類は交換です。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号4番について補足説明します。申請地までの通作距離は3km で、農業年数30年、農機具も所有し、主たる作物はミカン・野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について、委員さん 方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、4番については承認をいたします。 以上で議案第35号については、4件すべて承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

> 次に議案第36号,農地法第4条の規定による農地転用の許可申請に 対する審議についてを議題といたします。

> 申請番号1番について、確認委員さんは金田委員ですが、欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。1番について説明します。申請人、土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田、現況田、登記面積619㎡、転用目的はアパート1棟178.21㎡となっております。よろしくお願いします。

田代議長 事務局の説明は終わりました。他に事務局より補足説明がありました らお願いします。

事務局 はい。申請番号1番について補足説明します。地図は5ページです。 申請人は椿原町に居住する個人で,アパートで家賃収入を得て所得の 安定化を図るため土地を探していたところ,申請地が住環境が整い適 していると考え,今回の転用申請となりました。申請地は上下水道管 が埋設してある道路の沿道区域であり,500m以内に宇土小学校及 びエンゼル保育園があるため,第3種農地になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方 のご意見はございませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。 以上で、議案第36号については承認を得ましたので、許可書の交付 を行います。

> 次に議案第37号,農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を 伴う許可申請に対する審議についてを議題とします。

> 申請番号1番について、これにつきましては私の案件ですが、宇土市 農業委員会会議規則第12条で「委員は、自己または同居の親族、も しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与すること ができない」とありますので、私は退室させていただきます。議長を 副会長にお願いします。

佐美三仮議長 それでは申請番号1番について、田代議長に代わりまして議長を務めさせていただきます。

申請番号1番、確認委員さんは齊藤委員さんですので、説明をよろしくお願いします。

齊藤委員 申請番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・土地の所在 地は議案書記載の通りです。登記田、現況畑、登記面積2707㎡、 内転用面積も2707㎡です。権利の種類は所有権有償売買です。転 用目的は農業用倉庫1棟及び資材置き場です。以上です。

佐美三仮議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありま したらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明します。地図は9ページです。申請人は走潟町で農業を営む法人で、かねてより農業用倉庫が必要で、建築

する場所を探しており、また、資材置き場や農業機械の洗車場等が無く不便であったため、今回の転用申請となりました。申請地は10~クタール以上の広がりがあり、第1種農地になると思われますが、不許可の例外に該当し許可は可能です。以上です。

佐美三仮議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さん 方のご意見はございませんか。

全委員 異議なし。

佐美三仮議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。 それでは、申請番号2番以降については、田代会長に議長をお願いし ます。

田代議長 それでは申請番号2番については、確認委員さんは金田委員さんですが、 欠席ですから事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明します。譲受人,譲渡人,土地の所在地は 議案書記載の通りです。登記田,現況畑,登記面積498㎡,権利の 種類,使用賃借権設定,転用目的は個人住宅72.19㎡です。よろ しくお願いします。

田代議長 申請番号2番について,事務局の説明は終わりました。ほかに補足説 明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明をします。地図は10ページです。 申請人は熊本地震で現在熊本市の仮設住宅に住んでおり,住宅を建築 する計画をしたところ,申請地が震災前に住んでいた所に近く,適し ていると考え今回の転用申請となりました。申請地は都市計画区域の 用途地域で,第3種農地となります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方 のご意見はございませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。

申請番号3番について、確認委員さんは中山委員さんですので、説明をお願いします。

中山委員 申請番号3番について説明をいたします。譲受人,譲渡人,土地の所在地は議案書記載の通りです。登記畑,現況雑地,登記面積376㎡,転用面積も376㎡,権利の種類は売買です。転用目的は駐車場及び資材置き場となっております。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありました。 たらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明します。地図は11ページです。 申請人は宇土市に居住する個人であり、申請地は住居の隣接地であり、 駐車場及び資材置き場として適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、用申請は平成20年頃から駐車場として利用してあり、始末書添付の案件となります。申請地は、第1種農地、第2種農地、及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方 のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をします。 申請番号4番・5番については同一案件ですので、まとめて審議しま す。確認委員は私ですので、説明します。

申請番号4番。譲受人,譲渡人,土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田,現況畑,登記面積2筆合計の79㎡,内転用面積も79㎡です。権利の種類は所有権有償,売買です。転用目的は個人住宅97.71㎡です。

申請番号5番。譲受人,譲渡人,土地の所在地は議案書記載の通りで

す。登記田,現況雑地,登記面積は24㎡,内転用面積も24㎡です。 権利の種類は所有権有償,売買です。転用目的は通路です。

田代議長 私の説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号4番と5番について補足説明をします。地図は12ページです。申請人は熊本市に居住する個人であり、現在アパート住まいで、子供の成長とともに手狭になったため、住宅を建築する土地を探していたところ、申請地が実家も近く、適していると考え今回の転用申請となりました。申請地4番は宅地217.51㎡と併せての転用となります。申請地5番は、現在すでに通路として利用してあり、始末書添付の案件となります。申請地は、第1種農地、第2種農地、及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。委員さん方から何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、4番・5番については承認をいたします。

申請番号6番・7番について、確認委員さんは金田委員さんですが、 欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。まず、申請番号6番について説明をいたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田、現況畑、登記面積は2818㎡、内転用面積2818㎡。権利の種類は賃借権設定です。転用目的は現場事務所及び資材置き場となっております。続きまして申請番号7番。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田、現況畑、登記面積は2筆合計の1666㎡、内転用面積1666㎡。権利の種類は賃借権設定で、転用目的は駐車場となっております。よろしくお願いします。

田代議長 事務局からの説明は終わりました。他に、補足説明がありましたらお 願いします。

事務局 申請番号 6 番と 7 番について補足説明します。地図は13ページ及び14ページです。申請人は福岡市博多区で汚水処理装置等の製作などを営む法人で、し尿処理場の建て替え工事を請け負っており、現場作業員の待機場所や管理棟及び作業車両重機類等の駐車施設にするための場所を探していたところ、申請地がし尿処理場の隣接地であり、適していると考え今回の転用申請となりました。なお、転用期間はし尿処理場の建て替えが終わるまでの3年間の一時転用となります。申請地は、第1種農地、第2種農地、及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号6番・7番について委員 さん方から何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、6番・7番については承認をします。

以上で議案第37号については7件承認を得ましたので,許可書の交付を行います。

次に議案第38号,農用地利用集積計画の同意についてを議題とします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。説明の前に資料に1か所訂正がありまして、番号80番の始期 年月日が29年12月10日からとなります。それと終期が平成39 年12月9日までとなります。よろしくお願いします。 それではご説明します。17ページをお開きください。

> 番号78番。借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載の通りです。 地目田、面積3192㎡で、平成29年10月1日から平成39年9 月30日まで10年間の賃借権の再設定であり、借賃は10アール当 たり米1俵となっております。

番号79番。借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載の通りです。 地目が3筆とも田で、面積が3筆合計の6122㎡で、平成29年1 0月1日から平成34年7月31日までの、4年10か月の賃借権再 設定となっており、借賃は10アール当たり米1俵となっております。 続きまして、番号80番から86番までは、中間管理事業に関連する 貸し借りとなります。

番号80番。借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載の通りです。 地目が樹園地、面積が5718㎡で平成29年12月10日から平成39年12月9にまで10年間の賃借権設定となっており、借賃は10アール当たり10000円となっております。

番号81番。借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載の通りです。 地目3筆とも田で、面積は3筆合計で4337㎡、平成29年12月 1日から平成39年11月30日までの10年間の賃借権の設定と なっており、借賃は10アール当たり10000円となっております。 番号82番。借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載の通りです。 地目3筆とも田で、面積合計が1820㎡、平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間の賃借権設定となっており、借賃は10アール当たり1000円となっております。

番号83番。借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載の通りです。地目3筆とも田で、面積合計が6911㎡で、平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間の賃借権設定となっており、借賃は10アール当たり10000円となっております。

番号84番。借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載の通りです。 地目田、面積2770㎡、平成29年12月1日から平成39年11 月30日までの10年間の賃借権設定で、借賃は10アール当たり1 0000円となっております。

番号85番。借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載の通りです。地目2筆とも田で、面積が合計の1806㎡です。平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間の賃借権設定となっており、借賃は10アール当たり10000円となっております。番号86番。借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載の通りです。地目は4筆とも田で、面積が合計の8408㎡、平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間の賃借権設定となっており、借賃は10アール当たり10000円となっております。

続きまして18ページをお開きください。こちらが利用権設定等一覧

表となっております。続きまして19ページをお開きください。左側の表が今月の利用権設定となっております。合計だけ読み上げますと、利用権の設定が41084㎡行われております。そして右側のページが1月からの累計となっております。合計だけ読み上げますと、利用権設定が305365㎡,所有権移転が6988㎡行われております。以上です。

田代議長 事務局からの説明は終わりました。委員さん方からのご意見はござい ませんか。

山本委員 ちょっといいですか。農業公社の設定で借賃が全て10000円となっておりますけど、これは決まっているのですか。

事務局 決まってはないんですけど、お互いの合意ということでありますが、 基本ラインとして1000円というのが多い状況です。

田代議長 私の農業法人走潟については、10000円と土地改良区の賦課金を 払うということで行っています。

他にご意見はございませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、議案第38号については同意をします。 以上で、議案第38号については同意したことを市へ通知をいたしま す。

> 次に、報告8号。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等 の合意解約についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 説明いたします。番号1番、解約農地は議案書記載の通りです。地目 田、面積が1834㎡と1573㎡、賃貸人・賃借人は議案書記載の 通りです。平成29年8月1日、農地中間管理事業利用のための解約 となっております。番号2番、解約農地は議案書記載の通りです。地 目樹園地、面積が5718㎡で、賃貸人・賃借人は議案書の通りです。 平成29年8月1日、農地中間管理事業利用のための解約となってお

ります。番号3番。解約農地は議案書記載の通りです。地目は2筆が田、1筆が畑、面積が1165㎡、1578㎡、17334㎡となっております。賃貸人・賃借人は議案書記載の通りです。平成29年9月12日付、3条申請のための解約となっております。

田代議長 以上で予定しておりました案件は、全て承認いたしました。その他で 何かございませんか。

鎌賀推進委員 先日農地パトロールをしたんですけど、たぶん行政から意向調査を されると思いますが、どういう方法でされるのか。また調査で出た土 地所有者の意向を私たちにも教えてもらえるのかお尋ねします。

田代議長事務局から説明をよろしくお願いします。

事務局 皆様大変ご協力ありがとうございました。上げていただいた結果で1 1月末までに意向調査を行うんですが、意向調査はひな形がありまして、今後どうするのかということで、中間管理機構に依頼する、自分で耕作を再開する、自分で借り手を探す、農協にお願いする、その他と5項目ほどあります。調査結果につきましては、今まで農業委員さんにはあまり出していませんでしたが、必要であれば検討してなるべく提示をしたいと思います。

田代議長 他に何かございませんか。

中山委員 私たち農業委員会では農業者年金の推進を行わなくてはいけないんです。今年の実績はまだゼロということで、11月ごろを推進月間としたいので、できましたら10月の総会時にでも勉強会をするようお願いします。

事務局 そのことについて、今日の総会に農業会議に説明に来てもらえないかと連絡したんですけど、都合がつかず、来月の総会時に説明会を予定しているところです。ただし、先方との日程が合えばということになりますが、なるべく早く調整をして勉強会は行いたいと思います。

田代議長 ほかに何かありませんか。 事務局から何かありませんか。 事務局 特にありませんが、次回の総会の日程を今回は通知に入れてなかった ので、お知らせしておきますが、来月は10月30日開催を計画して おります。場合によっては31日になるかもしれませんが、基本的に は30日で計画しております。よろしくお願いします。以上です。

佐美三副会長 それではお疲れ様でした。第10回通常総会をこれをもちまして閉会いたします。

議 長 田代 洋一 印 議事録署名人 境 良一 印

議事録署名人 本田 孝徳 印

※ 閉会後、田代会長の講師で農地集積及び農地整備事業等についての勉強会 が開催された。